

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（国内地域別制限措置改訂）

2020年11月4日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は、国内地域別制限措置として「Covid-19 公衆衛生保全マップ」（Covid-19 Public Health Safety and Protection Map）と、それに伴う制限措置について以下のとおり改訂しました。

1 対象地域（基本的に「郡」単位）

このたび、マグニシア（ヴォロスを含むエリア）が新たにレベルBに引き上げられました。

（1）レベルA：黄色（警戒レベル）

エトリアカルナニア、アンドロス、アルゴリダ、アルカディア、アルタ、アハイア、グレベナ、エヴィア、エヴリタニア、ザキンソス、イリア、イラクリオン、タソス、セスポティア、イサキ、イカリア、カリムノス、カルディツァ、カルパツスーカソス、ケア-キスノス、ケルキラ（コルフ）、ケファリニア、コリンシア、コス、ラコニア、ラシーシ、レスボス、レフカダ、リムノス、メシニア、ミロス、ミコノス、アッティカ諸島（サラミナ市除く）、パロス、プレヴェザ、レシミノン、ロドス、サモス、スポラデス、シロス、ティノス、フシオティダ、フロリナ、フォキダ、ハニア、ヒオス、モルゴス市（ナクソス郡内）

（2）レベルB：赤色（危険レベル）

東アッティカ、ピオティア、北アテネ、ドラマ、西アッティカ、西アテネ、エブロス、イマシア、テサロニキ、シラ（サントリーニ）、イオアニナ、カバラ、カストリア、中央アテネ、キルクス、コザニ、ラリサ、マグニシア、ナクソス（アモルゴス市除く）、南アテネ、クサンシ、ピレウス、ペラ、ピエリア、ロドピ、セレス、トリカラ、ハルキディキ、サラミナ市（アッティカ諸島内）

※ テサロニキとセレスは、別途、感染症警戒特別対策エリア（灰色）に指定され、更なる制限措置が課せられています（昨日の、当館からのメール「ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（テサロニキ郡、セレス郡における外出制限等の詳細）」をご参照ください）。

2 措置内容

このたび、レベルBでは、一台の乗用車に乗れる人数が、「運転手を含んで3人まで」から「運転手を含んで2人まで」（未成年の家族は人数制限対象外）と変更になったほか、屋内屋外、公的私的な場を問わず集会・公的イベント、社交行事等が禁止となりました。詳しくは、当館作成の「Covid-19 公衆衛生保全マップ」制限事項（主要部分の抜粋）（下記リンク）をご参照ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/pdf/covid19_list_1104.pdf

昨日のギリシャ国内における新規感染者数は2, 166人と、これまでの最高値を再度更新しました。皆様方におかれましては、引き続き可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい・マスクの適切な着用等により、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp